

新型コロナウイルスの感染
状況を受けた書面協議の
実施及び専決について

新型コロナウイルスの感染状況を 受けた書面協議の実施及び専決の記録

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた定例総会に係る対応の見直し

第 168 回定例総会については、令和 2 年度本会行事計画に基づき、令和 3 年 1 月 27 日(水)に開催することとされていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が 11 都府県を対象に発令されている状況にあることを踏まえ、同日にオンラインで開催することとなった役員会において、第 168 回定例総会については、会議の開催に代え、書面協議の上、会則第 17 条第 1 項に基づく専決により審議案件を処理することについて諮り、了承された場合は、書面協議を実施したい旨、1 月 13 日(水)に会長から全国各都道府県議会議長宛てに通知した。

2 役員会のオンライン開催

1 月 27 日にオンラインで開催した役員会において、第 168 回定例総会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第 166 回定例総会及び第 167 回定例総会と同様、会議の開催に代え、全国都道府県議会議長を対象とした書面協議の上、会則第 17 条第 1 項に基づく専決により審議案件を処理することについて了承された後、①地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議案、②令和 2 年度本会補正予算案、③令和 3 年度本会予算案を書面協議事項とすることに決定した。

3 書面協議の実施

上記役員会で協議を行った①地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議案、②令和 2 年度本会補正予算案、③令和 3 年度本会予算案について、1 月 27 日を基準日として書面協議を実施し、提出された意見の内容を考慮・調整した上で会則第 17 条第 1 項に基づき専決を行いたい旨、会長から全国各都道府県議会議長宛てに通知した。

4 書面協議事項の専決の経過と結果の通知

同項の規定に基づき、1月27日付けで上記の書面協議事項について次のとおり専決を行うとともに、2月5日（金）、同条第2項の規定に基づき、専決の経過と結果を通知した。なお、同通知には書面協議で提出された意見を附帯した。

(1) 地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

原案のとおり決定した。

なお、書面協議では、次のとおり意見が提出された。

都道府県	意見の概要
茨城県	決議事項に「議長に議会招集権を付与すること」を加えていただきたい。 【理由】 議会の招集権については議会の代表者である議長に付与すべきであり、全国議長会として平成17年5月以来、政府・政党等へ要請を行うとともに地方制度調査会にも提言を行っているが、未だ実現に至っていない。また、コロナ禍など災害等で切迫した事態に即応した臨機応変な議会運営が必要なため。
静岡県	本会議における地方自治法の定足数の規定や、表決のあり方を含めた運営方法に関する必要な制度改正についても、本会議をオンライン会議により開催できるようにするため、今後とも引き続き研究していただきたい。
兵庫県	決議事項3（議員の請負の禁止）については、本県議会内で十分な議論がなされておらず、賛否を意思表示できる状態ではない。

(2) 令和2年度本会補正予算

原案のとおり決定した。

なお、書面協議では、意見の提出はなかった。

(3) 令和3年度本会予算

原案のとおり決定した。

なお、書面協議では、次のとおり意見が提出された。意見を踏まえ、懇談会経費のあり方について検討を進め、役員会又は参与会で協議を行っていくこととされた。

都道府県	意見の概要
大阪府	<p>【定例総会の地方開催の経費について】</p> <p>大阪府は、議長会の監事として、定例総会の地方開催時の懇談会経費については参加者負担とし、参加者負担の範囲で懇談会費用を賄い、議長会の予算から支出することのないようにすべきと従来から指摘している。</p> <p>早急に役員会または参与会において、懇談会経費のあり方について協議し、議長会としての方針を定め、その方針に基づき、懇談会経費について開催県と協議していただきたい。</p> <p>そうでなければ、議長会としての方針がないまま、公費を原資とする議長会予算で懇談会経費を賄っていることについて、開催県にその責任の一端を負わせることになりかねない。</p> <p>次回開催県の準備が進む前に、役員会または参与会での議論を開始されたい。</p>